

**寄附金控除**

◎ふるさと納税制度について

確定申告不要な給与所得者などの場合、平成27年4月1日から、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になりました。

また、確定申告に代わる申告特例申請書を寄附した自治体へ提出する必要があります。

何もせずに確定申告が不要になるというわけではありません。同一自治体へ複数回寄附した場合は、その都度申請書の提出が必要となります。

状況次第では確定申告の方が簡単な場合もありますので、どちらにするか検討してください。

◎市が条例で指定したNPO法人について

市が条例で個別指定したNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告書第2表の住民税に関する事項への記入が必要となります。

**復興特別所得税の記載漏れに注意してください**

還付申告の方も含め、申告するすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

復興特別所得税は、平成25年分から令和19年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

**東日本大震災の被害を受けて避難されている方**

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている方の国税に関する相談は最寄りの税務署で受け付けます。

**公的年金を受給されている方**

公的年金などの収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりませんが、住民税の申告は従来どおり必要となります。この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

**税理士による無料税務相談所**

e-Taxによる申告相談を行っています。利用者識別番号、暗証番号がわかる場合は持参してください。

とき 2月17日(月)～21日(金)  
午前9時30分～午後4時  
※受付は午後3時30分まで  
※正午～午後1時は休憩時間です。  
ところ 高浜市役所会議棟

**対象者**

- ① 給与所得者および年金受給者の方
- ② 前年分の所得金額（青色申告特別控除前または事業専従者控除前）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く。）
- ③ 消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成29年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ②に該当する方。

※申告内容によっては、税務署の確定申告会場を利用していただく場合があります。

**個別相談のご案内**

資料を持参しての相談や申告書作成など、刈谷税務署での面接相談を個別に希望する場合、相談日時などの事前予約をお願いします。

※申告会場開設期間（2月17日(月)～

3月31日(火)は事前予約による相談は行っていません。  
不明な点は税務署に確認してください。

**東海税理士会による確定申告相談会**

確定申告に必要な書類（マイナンバーがわかるものを含む）を持参して来場してください。

とき 2月15日(土)

午前10時～午後4時30分

ところ 刈谷市総合文化センター  
中央生涯学習センター401研修室  
定員 40人（事前予約優先）

※当日、相談会場で午前10時から当日受付の整理券を配布します。

費用 無料

対象者 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除を受ける方、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外です。詳しくは「東海税理士会刈谷支部」を参照してください。

**問合せ先**

東海税理士会刈谷支部  
☎7713636